

I マニュアルについて

都市における緑は、景観、環境、防災、生物の多様性の確保など幅広い機能を有しており、ヒートアイランド対策や都市の魅力アップなどといった広域的でかつ早急に解決すべき課題の対処方策の1つとも考えられます。一方で、都市部の地表面の多くは舗装道路や建築物などに覆われ、新たな緑化スペースの確保が非常に困難となっています。

このような現状を勘案すると、都市の緑の保全、回復、創出のためには、公共空間の緑化をより一層推進するとともに、緑地が不足している都市の中で大きな構成要素である「建築物の敷地等」について、着実に緑化を図ることが重要です。

このため大阪府では、大阪府自然環境保全条例の一部を改正し、一定規模以上の建築物の新築、改築又は増築の際に緑化を義務付ける「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」を創設しました。

本マニュアルはこの制度に即した緑化計画を作成する際の参考となるように、緑化の基準や必要書類の作成、留意事項などを解説したものです。